

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原義保存期間 | 5年(平成32年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成32年3月31日まで) |

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
各 方 面 本 部 長

警察庁丁暴発第268号、丁生経発第164号  
平成26年6月12日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
警察庁生活安全局生活経済対策管理官

## 貸金業からの暴力団排除等のための警察による意見陳述について

貸金業法(以下「法」という。)に基づく、貸金業からの暴力団排除等のための警察庁長官又は警視総監若しくは道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)の意見陳述等の要領については、「貸金業からの暴力団排除等のための警察による意見陳述について」

(平成19年12月11日付け警察庁丁暴発第118号、丁生環発第277号。)及び「貸金業法における貸金業務取扱主任者からの暴力団排除等のための警察による意見陳述について」(平成21年7月22日付け警察庁丁暴発第104号、丁生経発第23号。)(以下併せて「旧通達」という。)により推進してきたところであるが、この度、「通達(刑事局主管分)の整理について(通達)」(平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号)の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、統合した上で本通達を発出することとしたので、各都道府県警察においては、適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、平成22年6月の法改正での一部条文削除により、旧通達及び様式中の根拠条文に条ずれが生じていたものであるが、本通達により修正していることから、留意願いたい。

### 記

#### 第1 警察による意見陳述の概要

##### 1 警察庁長官又は警察本部長による意見の陳述

###### (1) 貸金業者登録に係る意見陳述(法第44条の2第1項)

内閣総理大臣又は都道府県知事(以下「登録権者」という。)は、貸金業の登録又は変更事項の登録をしようとするときは、法第44条の2第1項所定の暴力団排除に係る登録の欠格事由(以下「意見陳述事由」という。)の有無について、内閣総理大臣にあっては警察庁長官、都道府県知事にあっては警察本部長の意見を聴くものとされている。

###### (2) 貸金業務取扱主任者登録及び貸金業協会の認可に係る意見陳述(法第44条の2第2項)

内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者登録をしようとするときは、法第24条の27第1項第6号に該当する事由の有無について、また、貸金業協会の認可をしようとするときは、その役員について意見陳述事由のうち法第6条第1項第6号に該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとされている。

###### (3) 貸金業者登録の取消し等に係る意見陳述(法第44条の2第3項)

登録権者は、監督上の処分の規定による命令又は登録の取消しをしようとするときは、意見陳述事由又は法第44条の2第3項所定の処分事由(以下「意見陳述事実」

という。)の有無について、内閣総理大臣にあつては警察庁長官、都道府県知事にあつては警察本部長の意見を聴くことができるとされている。

(4) 貸金業務取扱主任者登録の取消しに係る意見陳述（法第44条の2第4項）

内閣総理大臣は、貸金業務取扱主任者登録の取消しをしようとするときは、法第24条の27第1項第6号に該当する事由の有無について警察庁長官の意見を聴くことができるとされている。

(5) 適当な措置を求めるための意見陳述（法第44条の3）

警察庁長官又は警察本部長は、貸金業者、貸金業務取扱主任者又は認可を受けようとする貸金業協会の役員について、意見陳述事由又は意見陳述事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、登録権者が当該貸金業者、貸金業務取扱主任者又は貸金業協会の認可を受けようとする者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、警察庁長官にあつては内閣総理大臣、警察本部長にあつては都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができるとされている。

## 2 意見陳述事由

(1) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第6条第1項第6号）

(2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、暴力団員等が法定代理人である者（同項第8号）

(3) 暴力団員等が役員又は一定の使用人である法人（同項第9号）

(4) 暴力団員等が一定の使用人である個人（同項第10号）

(5) 暴力団員等が事業活動を支配する者（同項第11号）

(6) 暴力団員等をその業務に従事させ又は補助者として使用するおそれのある者（同項第12号）

(7) 暴力団員等が貸金業務取扱主任者である者（同項第13号、法第12条の3第2項）

## 3 意見陳述事実

(1) 貸金業者が暴力団員等をその業務に従事等させている事実（法第12条の5）

(2) 取立て行為の規制に違反している事実（法第21条第1項）

(3) 相手方が取立て制限者であることを知り、又は知ることができるとき等に、当該相手方に債権の譲渡等若しくは債務の弁済の委託をし、又は当該相手方との間で保証契約の締結をしている事実（法第24条第3項、法第24条の2第3項、法第24条の3第3項）

## 第2 警察庁長官又は警察本部長による意見陳述の要領

### 1 貸金業者登録に係る意見陳述（法第44条の2第1項）

#### (1) 登録権者からの意見聴取

##### ア 意見聴取の窓口

都道府県知事が意見を求める警察本部長は、当該貸金業者の登録先となる都道府県の警察本部長である。また、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては、内閣総理大臣から警察庁長官に対して意見の求めがなされる。

これらの意見の求めに対する警察の窓口は、警察庁、警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課とする。

#### イ 登録権者が意見を求める方法

登録権者からの警察庁長官又は警察本部長に対する意見の求めは、別紙1の形式により作成された文書及び登録申請書（貸金業法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号。以下「規則」という。）別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写しに加えて、照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別が記録された電磁的記録（表計算ソフト等を用いてCSV形式により作成・保存されたもの）を送付することにより行われる。

#### (2) 意見陳述のための調査及び意見陳述の方法

ア 警察庁長官又は警察本部長は、登録権者から意見を求められた照会対象者について、警察庁情報管理システムにおける暴力団員等該当事実の登録状況を確認する。

イ アの結果、照会対象者が警察庁情報管理システムにおいて暴力団員等として登録されている場合は、当該登録内容が意見陳述事由に該当するものであるか否かについて、認定資料等に基づき調査する（警察庁長官にあつては、当該登録に係る認定資料の入手及び警察庁情報管理システムへの登録をした都道府県警察に依頼して調査する。）。

ウ 警察本部長は、上記イの場合において、登録に係る認定資料の入手及び警察庁情報管理システムへの登録が他の都道府県警察により行われているときは、当該他の都道府県警察に連絡して当該認定資料の写しの送付を受けた上、これを調査する。

エ 警察庁長官又は警察本部長は、上記アからウまでにより調査を行った上、照会対象者につき意見陳述事由の有無を判断し、別紙2又は別紙3の形式により作成した文書を送付することをもって意見陳述を行う。

#### 2 主任者登録とその取消し及び協会の認可に係る意見陳述（法第44条の2第2項・第4項）

内閣総理大臣が、主任者登録とその取消し及び貸金業協会の認可をしようとするときは、内閣総理大臣から警察庁長官に対して意見の求めがなされることから、警察庁暴力団対策課が意見聴取窓口となり、意見の求めは、上記1(1)イの要領（法第6条第1項第6号に係るものに限る）を準用して行われ、意見陳述のための調査及び意見陳述の方法については、上記1(2)及び下記4(4)の要領を準用して行う。

#### 3 貸金業者登録の取消し等に係る意見陳述（法第44条の2第3項）

##### (1) 登録権者からの意見聴取

##### ア 意見聴取の窓口

都道府県知事が意見を求める警察本部長は、当該登録の取消し等に係る貸金業者の登録をしている都道府県の警察本部長である。また、内閣総理大臣が登録している貸金業者については、警察庁長官に対して意見の求めがなされる。

これらの意見の求めに対する警察の窓口は、意見陳述事由に係るものについては警察庁、警視庁又は各道府県警察本部の暴力団対策主管課、意見陳述事実に係るものについては警察庁、警視庁又は各道府県警察本部の生活経済主管課とする。

##### イ 登録権者が意見を求める方法

登録権者からの警察庁長官又は警察本部長に対する意見の求めは、別紙4の形式により作成された文書及び登録申請書（規則別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写しに加えて、上記1(1)イと同様の電磁的記録を送付することにより行われる。

(2) 意見陳述のための調査及び意見陳述の方法

意見陳述のための調査及び意見陳述の方法は、上記1(2)及び下記4(4)と同様の要領により行う（ただし、意見陳述に用いる文書は、別紙5、別紙6又は別紙7の形式により作成するものとする。）。

4 適当な措置を求めるための意見陳述（法第44条の3）

(1) 管轄区域内の貸金業者について意見陳述を行う場合

警察本部長は、その管轄する都道府県の知事が登録をしている貸金業者について意見陳述事由に該当する疑いがある情報を入手した場合は、必要な補充調査等を行うなどした上で、必要に応じて意見陳述を行うものとし、意見陳述事実に関連する疑いがある情報を入手した場合は、原則として違反事実について警察としての捜査を遂げた段階（通常、身柄拘束事件においては勾留満期前の関係書類追送時、身柄不拘束事件においては検察官への送致時）で意見陳述を行うものとする。

ただし、意見陳述事実に関して検察官が嫌疑不十分、嫌疑なし又は罪とならずの裁定をして不起訴処分を行う可能性がある場合については、意見陳述を保留し、警察庁生活経済対策管理官に報告すること。また、違反事実について警察としての捜査を遂げる前に意見陳述を行う必要があると認める場合、又は法第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項に違反するものの、第48条第6号、第7号若しくは第8号の罪が成立しないと認める事案について意見陳述を行う必要があると認める場合には、事前に警察庁生活経済対策管理官に報告すること。

(2) 都道府県警察間の連携

警察本部長は、その管轄する都道府県の知事が登録をしている貸金業者以外の貸金業者について意見陳述事由に該当する疑いがある情報を入手した場合は、当該貸金業者の登録先の都道府県を管轄する都道府県警察に当該情報を提供し、当該情報の提供を受けた都道府県警察において、当該情報の内容を吟味し、必要な補充調査を行うなどした上で、必要に応じて意見陳述を行うこととし、意見陳述事実に関連する疑いがある情報を入手した場合は、原則として違反事実について警察としての捜査を遂げた段階で、当該貸金業者の登録先の都道府県を管轄する都道府県警察に当該情報を提供し、提供を受けた都道府県警察において意見陳述を行うこととする。

(3) 警察庁への情報提供

登録先が内閣総理大臣である貸金業者、貸金業務取扱主任者又は法第26条第2項の認可を受けようとする貸金業協会の役員に関しては、警察庁長官が内閣総理大臣に対し、一元的に意見を述べることとなるので、都道府県警察において当該貸金業者、貸金業務取扱主任者又は法第26条第2項の認可を受けようとする貸金業協会の役員に関して意見陳述事由に該当する疑いがある情報を入手した場合は、警察庁に当該情報を提供することとし、意見陳述事実に関連する疑いがある情報を入手した場合は、原則として違反事実について警察としての捜査を遂げた段階で、警察庁に対し当該情報を提供することとする。

また、貸金業務取扱主任者登録の有無の確認については、警察庁から金融庁に対して行うので、その必要があるときには、警察庁宛てに連絡すること。

なお、警察本部長は、意見陳述事由又は意見陳述事実があると疑うに足りる相当な理由がある貸金業務取扱主任者がその管轄する都道府県の知事が登録している貸金業者の業務に従事している場合は、警察庁への情報提供に加えて、都道府県知事に対する当該貸金業者についての意見陳述も行うことに留意すること。

(4) 意見陳述の方法

警察庁長官又は警察本部長からの登録権者に対する意見陳述は、別紙8又は別紙9の形式により作成した文書を送付することをもって行う。

(5) 暴力団員等に係る意見陳述の積極的な実施

各都道府県警察にあつては、これまでの事件検挙等各種警察活動を通じて得た情報を精査・分析し、この規定を積極的に活用して、効果的な意見陳述を行い、貸金業からの暴力団の排除に努められたい。

5 登録権者からの通知

意見陳述をした場合は、当該意見陳述の相手方となった登録権者から意見陳述した警察庁長官又は警察本部長に対し、概ね3か月ごとに、登録又は登録拒否の結果については別紙10の形式により、法第24条の6の4第1項又は法第24条の6の5第1項の規定による命令又は登録の取消しの可否の結果については、その都度別紙11の形式により、文書で通知されることとなっている。

第3 運用上の留意事項

1 警察庁及び各都道府県警察への通報の実施

(1) 通報する場合

警察による意見陳述の内容について警察庁及び都道府県警察間の斉一性を確保するため、法第44条の2の規定による意見聴取を受け、意見陳述事由又は意見陳述事実ありとする意見陳述を行った場合、又は法第44条の3の規定による意見陳述を行った場合には、警察庁、各管区警察局及び各都道府県警察に対して通報を行うものとする。

(2) 通報の方法

意見陳述事由に係る意見陳述については警察庁、各管区警察局及び各都道府県警察本部の暴力団対策主管課宛てに、意見陳述事実に係る意見陳述については警察庁、各管区警察局及び各都道府県警察本部の生活経済主管課宛てに、警察庁文書電送システムにより送付する。

なお、このような報告に当たっては、各都道府県警察において部門間の連携をとった上、報告先に対応する部局から報告することを妨げるものではない。

(3) 通報内容

ア 暴排条項に関する意見陳述を行った場合

(ア) 当該貸金業者名及び営業所等の所在地

(イ) 当該貸金業者の役員及び出資者

(ウ) 関係する暴力団員等の人定事項及び組織名

(エ) 当該暴力団員等の関与の状況

イ 上記以外の意見陳述を行った場合

- (7) 当該貸金業者名及び営業者等の所在地
- (イ) 当該貸金業者の役員及び出資者
- (ウ) 罪名及び罰条
- (エ) 違反事実の概要

## 2 警察庁の調整

意見陳述等の実施に関して登録権者との間で疑義が生じた場合には、警察庁に報告すること。

なお、報告先は、暴排条項全般的な案件及び意見陳述事由に関する場合は暴力団対策課暴排係、意見陳述事実に関する場合は生活経済対策管理官付ヤミ金融対策係とする。

## 3 意見陳述の期限の厳守

登録権者からの意見聴取に対しては、できるだけ速やかに必要な調査を行い、登録権者が指定した回答期限に間に合うように意見陳述を行うこと。

ただし、事業活動支配の立証等諸般の事情により、回答期限までに意見陳述を行うことができない場合には、登録権者と事前に情報交換を行うなどの連携を図り、事務処理上支障のないようにされたい。

警察本部長 殿

都道府県知事 印

## 貸金業法による意見聴取について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。）の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。なお、貴庁の回答は、〇年〇月〇日までに行われるようお願いします。

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の<br>商号、名称又は氏名 | 当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けて<br>いる場合には、その登録番号 |
|                                   | 財務（支）局長<br>（ ）第 号<br>知事                 |

（注） 当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

## （記載上の注意）

- 1 法第8条第2項の登録をしようとする場合の意見聴取においては、別紙1中、「法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。）」とあるのは、「法第6条第1項第8号から第10号まで、第13号又は第16号に該当する事由（同項第6号に係るものに限る。）」と修正する。別紙2についても同様とする。
- 2 別紙1については、1登録申請者につき1葉作成するものとする。
- 3 上記登録申請者の登録申請書（規則別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写しを添付するものとする。
- 4 文書の記載にあたっては、（記載上の注意）の囲みを消して使用するものとする。

別紙2

(欠格事由に該当しない場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第1項の規定に基づき、別紙「平成〇〇年〇月〇〇日付第〇〇号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）があるとは認められない。

(注) 別紙「平成 年 月 日付第 号の書面」とは、都道府県知事から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等が記録されたものは含まない。



別紙 3

(欠格事由に該当する場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇〇日付第〇〇号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第6条第1項第〇号に該当する事由があると認められる。

警察本部長 殿

都道府県知事 印

## 貸金業法による意見聴取について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）又は法第12条の5、第21条第1項（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり意見を聴取します。

| 意見聴取の対象となる貸金業者の商号、名称又は氏名 | 当該貸金業者の登録番号             |
|--------------------------|-------------------------|
|                          | 財務（支）局長<br>（ ）第 号<br>知事 |

（注） 当該貸金業者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

## （記載上の注意）

- 1 別紙4については、1貸金業者につき1葉作成するものとする。
- 2 上記貸金業者の登録申請書（規則別紙様式第1号に係る部分に限る。）の写しを添付するものとする。
- 3 文書の記載にあたっては、（記載上の注意）の囲みを消して使用するものとする。

別紙 5

(意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、別紙「平成〇〇年〇〇月〇〇日付第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）又は法第12条の5、第21条第1項（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）、第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

(注) 別紙「平成〇〇年〇月〇〇日付第〇〇号の書面」とは、登録権者から意見を求められた際の書面であつて、照会対象者の氏名等を記録したものは含まない。

別紙 6

(意見陳述事由がある場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇〇日付第〇〇号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

別紙 7

(意見陳述事実該当する場合)

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、平成〇〇年〇月〇〇日付第〇〇号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項に違反する事実があると認められる。

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※（個人の場合）

氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

住所 〇〇〇〇・・・・・・・・

※（法人の場合）

商号 〇〇〇〇会社

所在地 〇〇〇〇・・・・・・・・

2 法第6条第1項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第6条第1項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

文 書 番 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事 殿

警察本部長 印

貸金業法による意見について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の3の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象とする貸金業者

※（個人の場合）

氏名 〇〇 〇〇 生年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日

住所 〇〇〇〇・・・・・・・・

※（法人の場合）

商号 〇〇〇〇会社

所在地 〇〇〇〇・・・・・・・・

2 法第〇条第〇項第〇号に該当する事実の有無に係る意見

法第〇〇条第〇項第〇号に該当する事実があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる。

3 事実の概要

警察本部長 殿

都道府県知事 印

貸金業法による登録拒否について

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録の拒否をした者について、下記のとおり回答します。

記

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| 〇〇〇株式会社 | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |
| 〇〇〇株式会社 | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |
| 〇〇〇株式会社 | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |



警察本部長 殿

都道府県知事 印

貸金業法による命令又は登録取消しについて

貸金業法（以下「法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき意見を聴取し、又は第44条の3の規定に基づき意見陳述を受けた結果、法第24条の6の4第1項又は第24条の6の5第1項の規定により、命令又は登録の取消しをした者について、下記のとおり回答します。

記

| 法第24条の6の4第1項の規定により、命令をした者 |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 〇〇〇株式会社                   | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |
| 〇〇〇株式会社                   | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |

| 法第24条の6の4第1項又は第24条の6の5第1項<br>の規定により、登録の取消しをした者 |                       |
|--|-----------------------|
| 〇〇〇株式会社  | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |
| 〇〇〇株式会社  | (平成 年 月 日付第 号により意見聴取) |